人事異動

内閣

特命全権大使　辻原　俊博
同　中野　直継
同　森元　誠二

願に依り本官を免ずる（各通）（十一月十日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十一月十日午後七時四十六分御出門、「サントリーホール　フェスティバル2015　内田光子ピアノ・リサイタル」を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行啓、同九時三十六分還啓になつた。

官庁報告

法務

刑事補償法による補償決定の公示

川嵜圭祐に対する新潟県迷惑行為等防止条例違反被告事件につき平成二六年一一月一一日言渡しの無罪判決が確定したので、平成二七年七月一日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

川嵜圭祐（新潟市43）　二四日分三〇万円

東京高等裁判所

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合日本海地方本部から、年末一時金の要求に関して、平成27年11月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び鳥取県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 13 日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表

新潟県　株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社

富山県　伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社、ＦＫＫエアーサービス株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所伏木富山事務所

石川県　七尾海陸運送株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所七尾現業所

福井県　敦賀海陸運輸株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所敦賀事務所

京都府　飯野港運株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴現業所

鳥取県　境港海陸運送株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合九州地方本部から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月15日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県、長崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 13 日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表

福岡県　博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社

長崎県　株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組

鹿児島県　合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空ユニオンから、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月15日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社、株式会社ＪＡＬエンジニアリング及び株式会社ＪＡＬスカイの全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 13 日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 13 日

宮城労働局長　尾形　強嗣

第４号中「１時間811円」を「１時間827円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 13 日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間850円」を「１時間867円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月15日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 13 日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間776円」を「１時間793円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月15日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成23年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 13 日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間822円」を「１時間838円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月15日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 13 日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間737円」を「１時間757円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月15日から効力を生ずる。